

第1 施設概要

1 設置目的

1 8歳未満の児童に対する福祉の増進と発達の総合的な支援を目的とした施設です。

心身に障害のある児童及び発達に不安又は心配のある児童並びにその保護者に対し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施し、併せて発達について必要な相談支援を行います。

2 施設の概要

敷地面積	3, 509. 85㎡		
構造	本館	新館	多目的ホール
	(RC造2階建)	(鉄骨造平屋建)	(鉄骨造平屋建)
床面積	1階 334. 43㎡	111. 74㎡	183. 04㎡
	2階 202. 25㎡		
設置年月日	平成24年4月1日		
主な施設	訓練室、職員室、相談室、資料室、トイレ	訓練室、ユニットバス、簡易キッチン、トイレ	遊戯室、器具室

3 事業の運営

(1) 組織

伊勢崎市福祉こども部子育て支援課
伊勢崎市こども発達支援センター

ア 市職員

所長1名 職員2名 会計年度任用職員1名（公認心理師） 計4名

イ 委託事業者職員

親子通園事業 ：常勤保育士3名、非常勤保育士3名 計6名
発達相談支援事業 ：臨床心理士・公認心理師3名、公認心理師1名
 言語聴覚士1名、元教員1名 計6名
保育所等協力支援事業：発達相談支援事業と同様

(2) 開所時間及び休所日

開所時間 午前9時～午後5時
休所日 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 利用料

無料

第2 令和5年度事業別実施状況

1 親子通園事業

事業内容

心身に発達不安や心配のある児童を対象に、日常生活における基本動作の指導を及び集団生活への適応訓練を行うことにより、基本的生活習慣の自立を図ります。また、必要な相談、助言、指導等を行います。

利用者負担

無料

職員体制

常勤保育士3名、非常勤保育士3名

(1) 親子広場かるがも

対象

保育園・幼稚園等に在籍していない就学前の児童とその保護者

開所日時

- ・歩行クラス 実施日：月・火・木・金
①9：30～11：30、②13：00～15：00
- ・未歩行クラス 実施日：水
①9：30～11：30、②13：00～15：00

利用定員

1日あたり 10組 ※原則、こどもと保護者の2人1組

(2) 土曜広場ポケット

対象

保育園・幼稚園等に通園している児童と保護者

開所日時

毎月第1、第3土曜日

①2～3歳 9：30～11：30、②4～6歳 13：00～15：00

利用定員

1日あたり10組

○親子広場かるがも 年度別利用者数、開所日 (単位：人)

区分	年度	延べ利用者数	平均	開所日	平均
指定管理（榎の木）	24年度	1,624	1,615	-	-
	25年度	1,342		-	
	26年度	1,686		-	
	27年度	1,647		-	
	28年度	1,777		-	
	29年度	2,181	1,756	241	244
	30年度	1,832		243	
	R1年度	1,761		270	
	R2年度	1,227		232	
	R3年度	1,780		235	
市直営	R4年度	1,125	-	242	-
	R5年度	1,286	-	243	-

○土曜広場ポケット 年度別利用者数、開所日 (単位：人)

区分	年度	延べ利用者数	平均	開所日	平均
指定管理（榎の木）	24年度	54	111	-	-
	25年度	108		-	
	26年度	134		-	
	27年度	161		-	
	28年度	100		-	
	29年度	93	89	12	8
	30年度	133		12	
	R1年度	168		12	
	R2年度	49		3	
	R3年度	0		0	
市直営	R4年度	110	-	19	-
	R5年度	181	-	24	-

2 発達相談支援事業

事業内容

児童の様々なライフステージの変化に合わせ、臨床心理士等の専門職による相談、助言、指導及び関係機関への紹介等を行います。 ▽

対象

発達に不安又は心配のある１８歳未満の児童及びその家族

開所日時

月曜～金曜日 9：00～17：00

利用者負担

無料

職員体制

臨床心理士・公認心理師３名、公認心理師１名、言語聴覚士１名、元教員１名 ▽
会計年度任用職員１名（公認心理師）

○相談形態別人数（延べ） （単位：人）

区分	年度	電話相談 (A)	平均	来所等相談						合計 (A+B)	平均
				発達相談		計画相談		小計（B）	平均		
				来所	訪問	計画相談	訪問支援				
指定管理（榎の木）	24年度	414	562	228	0	0	120	348	902	762	1,464
	25年度	498		296	0	303	163	762		1,260	
	26年度	633		367	0	504	168	1,039		1,672	
	27年度	652		491	0	534	193	1,218		1,870	
	28年度	615		539	0	455	149	1,143		1,758	
	29年度	629	622	636	0	514	0	1,150	929	1,779	1,551
	30年度	532		641	0	487	0	1,128		1,660	
	R1年度	666		630	0	429	0	1,059		1,725	
	R2年度	589		529	0	0	0	529		1,118	
	R3年度	695		778	0	0	0	778		1,473	
市直営	R4年度	447	-	296	2	-	-	298	-	745	-
	R5年度	357	-	611	22	-	-	633		990	-

○年齢別相談人数（延べ）

(単位：人)

区分	年度	年 齢 別														計	平均
		0～ 3歳	平均	4～ 6歳	平均	7～ 9歳	平均	10～ 12歳	平均	13～ 15歳	平均	16～ 18歳	平均	その他	平均		
指定管理（檉の木）	24年度	123	177	138	283	17	122	25	117	45	64	0	25	0	1	348	790
	25年度	149		195		104		113		33		2		3		599	
	26年度	147		328		116		167		74		38		1		871	
	27年度	206		363		167		138		70		42		1		987	
	28年度	262		390		206		140		100		44		1		1,143	
	29年度	212	327	368	458	256	232	129	131	133	93	50	42	2	36	1,150	1,319
	30年度	179		347		239		169		154		36		4		1,128	
	R1年度	386		637		289		167		74		84		88		1,725	
	R2年度	377		443		132		69		24		32		41		1,118	
	R3年度	479		496		246		119		79		8		46		1,473	
市直営	R4年度	307	-	203	-	101	-	63	-	61	-	7	-	3	-	745	-
	R5年度	365	-	391	-	102	-	110	-	15	-	7	-	0	-	990	-

○障害種別人数（延べ）

(単位：人)

区分	年度	障害種別												計	平均
		身体障害	平均	重症心身	平均	知的障害	平均	精神障害	平均	発達障害	平均	その他	平均		
指定管理（檉の木）	24年度	29	88	4	5	23	234	0	6	81	111	211	353	348	797
	25年度	99		3		193		0		66		238		599	
	26年度	115		5		317		13		92		329		871	
	27年度	88		3		305		6		153		470		1,025	
	28年度	108		10		332		13		161		519		1,143	
	29年度	75	51	2	1	288	219	6	6	211	194	568	848	1,150	1,319
	30年度	74		1		337		9		206		501		1,128	
	R1年度	79		1		368		9		229		1,039		1,725	
	R2年度	14		0		47		1		151		905		1,118	
	R3年度	13		1		57		4		171		1,227		1,473	
市直営	R4年度	12	-	0	-	33	-	4	-	49	-	647	-	745	-
	R5年度	11	-	0	-	19	-	0	-	52	-	908	-	990	-

○相談主訴別人数（延べ）（単位：人）

区分	年度	主訴（複数回答あり）																		計	平均
		言語 発達	平均	運動 発達	平均	行動上 の心配	平均	育児 不安	平均	虐待	平均	入園 入学 進路	平均	不 適 応	平均	サービ ス利用	平均	その他	平均		
指定管理（檉の木）	24年度	103	194	26	30	117	253	20	18	10	6	52	288	78	154	315	501	41	57	762	1,501
	25年度	168		43		194		26		14		82		122		552		60		1,261	
	26年度	160		30		337		15		4		220		162		710		34		1,672	
	27年度	252		41		320		10		1		243		219		751		66		1,903	
	28年度	289		9		296		17		1		842		188		179		86		1,907	
	29年度	281	160	27	19	334	203	22	21	1	1	328	189	206	156	717	502	87	428	2,003	1,680
	30年度	151		19		259		11		1		348		220		692		75		1,776	
	R1年度	155		17		212		26		1		118		121		700		508		1,858	
	R2年度	102		12		119		17		1		82		94		216		563		1,206	
	R3年度	113		19		89		30		3		69		140		185		907		1,555	
市直営	R4年度	181	-	14	-	284	-	15	-	0	-	44	-	36	-	39	-	132	-	745	-
	R5年度	289	-	15	-	384	-	15	-	0	-	12	-	70	-	76	-	129	-	990	-

○経路別相談人数（延べ） ※令和4年度より集計（単位：人）

年度	自主 相談	保健 センター	家族	保育園 等	学校	医療 機関	療育 機関	相談 機関	市 関係 機関	教育 関係 機関	親子 通園	その他	計
4年度	287	194	9	61	64	27	2	11	19	5	0	66	745
5年度	373	294	5	115	60	13	2	4	8	3	61	52	990

3 保育所等協力支援事業

事業内容

保育所、幼稚園及び学校等へ発達に関する専門員の派遣を行い、児童の障害等の特性への理解と適切な指導助言を行います。

対象

保育所、幼稚園及び学校等

利用申し込み

随時

利用者負担

無料

職員体制

臨床心理士・公認心理師3名、公認心理師1名、言語聴覚士1名、元教員1名・
会計年度任用職員1名（公認心理師）

○年度別支援回数、支援人数（単位：人）

区分	年度	施設数				人数	
		延べ支援回数	平均	実支援回数	平均	延べ支援人数	平均
指定管理（樫の木）	24年度	9	29	-	-	-	-
	25年度	27		-		-	
	26年度	38		-		-	
	27年度	40		-		-	
	28年度	33		-		-	
	29年度	29	19	18	12	136	78
	30年度	28		18		100	
	R1年度	17		10		86	
	R2年度	8		5		29	
	R3年度	12		8		37	
市直営	R4年度	11	-	7	-	25	-
	R5年度	8	-	6	-	19	-

第3 令和6年度 事業計画

1 親子通園事業

親子で一定期間通園することにより、生活習慣・生活リズムを身に付けるだけでなく、活動を通して保護者自身が児童の特性について理解が深まるようプログラムを作成し、実施していきます。

更に、ペアレントトレーニングを通じて子育てに不安を持つ保護者の支援を行い、活動を通じて、保護者同士での繋がり の構築、自助能力の向上を図ります。

2 発達相談支援事業

心身の障害及び発達に関して悩みを抱える児童や保護者に対し、障害等の理解を促し、対人関係や社会生活を営むために必要な技能（スキル）の習得などを、家庭においても継続して実践できるように専門職による助言等を行います。

また、相談内容に応じて医療機関、保健センター、保育所、幼稚園及び学校等の関係機関（以下「関係機関」という。）と協力して児童を支援できるよう事業を実施していきます。

3 学校コンサルテーション事業

障害や発達の遅れ等がある児童が在籍する市内の小学校に訪問し、その指導者に対して専門的な知識や経験を有する者による助言等を行います。また、事業を実施することにより、児童が集団生活に適應できるよう支援していきます。

4 保育所等応援事業

発達に心配のある子ども達やその保護者への関わりについて、児童に対して知識や経験を有する者が市内の認定こども園、幼稚園及び保育所（以下「保育所等」という。）を訪問し、保育所等の指導者に対して経験談を踏まえた研修を実施していきます。

5 保育所等協力支援事業

障害や発達の遅れ等がある児童が在籍する市内の保育所等に協力し、その指導者に対して専門的な知識や経験を有する者による助言等を行います。また、事業を実施することにより、児童が集団生活に適應できるよう支援していきます。

6 高等教育機関との連携事業

こども発達支援センターの事業内容について東京福祉大学の幼児教育の専門家から客観的視点でのアドバイスを求め、検証を行い事業推進に繋げていきます。

7 関係機関との連携

相談者の支援に必要な情報交換を関係機関と連携して相互により良い支援ができるよう実施していきます。

8 教育委員会及び学校等との連携

就学に関する相談を受け、教育委員会及び学校等につなぐために、スムーズな情報交換ができるよう、教育委員会及び学校等との情報共有を図ります。